

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 52 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 52 回 第 1 部

2019 年 7 月 28 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

医療法人社団慶友会 第一病院 様

第三種「多血小板血漿(Platelet-rich plasma: PRP)を用いた整形外科疾患に対する治療」
審査

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2019 年 7 月 25 日（木曜日）第 1 部 18:30～19:00

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出 席 者：菅原委員、高橋委員、小笠原委員、寺尾委員、平田委員、中村委員、
村上委員

申 請 者：方波見 剛

申請施設からの参加者：医師 佐々木 洋平

陪 席 者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 寺尾 友宏 先生

4 配付資料

資料受領日時 2019 年 7 月 7 日

・再生医療提供計画

「審査項目：多血小板血漿(Platelet-rich plasma: PRP)を用いた整形外科疾患に対する
治療」

・再生医療等提供基準チェックリスト

(事前配布資料)

・ 再生医療等提供計画書（様式第 1）

・ 再生医療等の内容を出来る限り平易な限り表現を用いて記載したもの

・ 提供施設内承認通知書類

- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十四条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 医師または歯科医師
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- 二. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 菅原委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、同時に各委員には疑問点があれば挙手にて質問し、確認を求めて進めて行き、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 菅原委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書を委員全員で確認した。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

- 1 【問】寺尾委員より、今までにPRPを用いた治療をしたことありますかとの質問があった。

【答】佐々木医師より、はい、第一病院で第三種のPRPの治療をしています。競輪選手の落車による鎖骨骨折などで筋腱付着となって痛みが強い部位にジンマー・バイオメット社のデバイスを使用してPRPを注入していますとの回答があった。

- 2 【問】寺尾委員より、今回はデバイスを新たに追加するための申請ですかとの質問があった。

【答】佐々木医師より、はい、ヤマト科学のデバイスを追加したいと考えていますとの回答があつた。

- 3 【問】寺尾委員より、PRPを用いた治療の経験があるのは佐々木先生だけですかとの質問があつた。

【答】佐々木医師より、整形外科の医師は4名いますが、そのうち3名がPRP治療の経験がありますとの回答があつた。

【意見】菅原委員より、今までの治療の経験を履歴書の中に追記していただいた方がいいと思いますとの意見があつた。

【答】佐々木医師より、はいわかりましたとの回答があつた。

【意見】寺尾委員より、「再生医療等提供計画書（様式第1）」では再生医療を行う医師が2名になっているので、（今回審査資料に提出している）3名で行うのであれば、そちらも追記していただいた方がいいと思いますとの意見があつた。

【答】佐々木医師より、今のところ2名で（後に3名という計画で）考えていましたが、1名を追記しますとの回答があつた。

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。

合議後、菅原委員より、その結果を伝えた。

委員会としては、以下の追記を指示した。

- ・再生医療を実施する医師名を同意書も含めて追記し、再生医療の実施経験について履歴書に追記する。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

1.各委員の意見

- (1)承認 7名
- (2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上